

は、尼崎市職員  
止に減額してい  
ありました。昔  
が不正に減免す  
側と合意してい  
二種の談合で、  
るから納めてく  
うやりとりがあ  
課税ね。

その後、兵庫県が  
地 水施設がある23  
して 15市町は施設の  
ま

が入  
たと  
の担  
るこ  
たそ  
少し  
ださ  
った  
とと  
調べ  
市町

方が多少減額してでもより正  
しく納税してもらおうと努力  
していたようにも見えます。  
こういう職員の責任が追及  
されて、何もしない職員は不  
問にされるというのは、「何  
もしないのが役人の仕事」と  
言われる悪しき慣行を助長し  
そうです。

固定資産税の評価ミスにつ  
いては、もはや年中行事です。  
9月には大阪の豊中市が34年

総務省が8月に公表した調  
査結果によると、土地と家屋  
にかかわる固定資産税と都市  
計画税については、09年度か  
ら11年度までの3年間に、な  
んと97%の自治体で課税の誤  
りがあったそうです。調査結  
果で97%ということは、実際  
は100%の自治体でミスが  
あるということでしょう。

住民税についても、8月に  
高松市のミスが報道されてい

## ミス多発の地方税 真相は？

三木義一 / 青山学院大学教授

たそうです。原因は、担当者  
の電算処理の誤りでした。

国民健康保険「税」を徴収  
しない自治体は、代わりに国  
民健康保険「料」を徴収して  
いますが、約180市町村の  
国民健康保険料徴収システム  
を作ったメーカーのプログラ  
ムにもミスがあり、納入先の  
自治体の多くでは過大徴収で  
はなく、徴収もれが発生して  
いるそうです。

ます。65歳以上の年金受給者  
から特別徴収する住民税につ  
いて、計2100万円余を誤  
って徴収してしまったそうで  
す。

国民健康保険税について

も、鹿児島市が8月にミスを  
しています。国民健康保険税  
を年金から天引きする際、

靶たず

スの報道が連続

申告が適正かどうか、一度も  
点検していなかったそうで  
す。申告内容が虚偽だと仮定

間も誤って課税していたこと  
が報道されていますが、この  
種の報道は絶えることがあり

このように、市町村税務のミスを取り上げるときりがありません。都道府県税も含めたら大変なことになりそうです。これは一体、何を意味しているのでしょうか？

自治体に税務行政を行わせるのはやはり無理だ、ということでしょうか？ 自治体の税務職員は専門性を欠いているし、納税者の顔が見えるので、どうしても甘くなるんじゃないか、という意見です。確かに、これでは市町村は地方自治を担う能力がない、と批判されるかもしれません。

### 国税はミス不問？

しかし、もう一つ別の側面も考えておきましょう。

国税の場合、ミスの報道はなぜないのでしょ？ 国税

職員は専門性の高いプロだから、自治体職員のように順番で税務を担当させられる市町村職員よりミスが少ないんでしょうか？ それとも国税の場合は、ミスが出てても新聞社が怖がって（報道したら税務調査が入る？）報道を控えているのでしょうか？

実は、国税の場合には、ミスが表面化しないシステムがあるのです。

国税は「申告納税」のシステムが、地方税の場合には基本的に「賦課課税」のシステムが取られています。

国税の場合、税額を確定するのは、納税者の申告です。そうすると、税額確定にミスがあったとしても、そのミスは納税者のミスです。納税者の行う申告には相当なミスや

不正があり得ると思います。が、税務署が気づかなければそのままでしょうし、気づいたとしてもそれは納税者のミスです。

そうすると、国税がしそうなミスというのは非常に限定されます。本当は正しい申告で調査の必要性がない人に調査したとしても、それはミスではなく、申告内容を確認しただけということになります。

税務署が間違つて更正処分（強制的に申告内容を修正して足りない税金を払わせる行政処分）をしても、納税者が泣き寝入りをしたら、それで確定しますし、争つて税務署のミスを明らかにして勝つても、争訟での決着ですから、単純なミスではなく、**「神聖」なものに思われます。**

ところが、地方税の場合は申告納税ではなく、賦課課税ですから、自治体が責任を持つて正しく課税しなければならず、税額が誤つていたとき、それを市民に責任転嫁するところができないのです。

それに、自治体は課税ミスなどを発見したときは公表していますが、国税の場合は課税ミスを積極的に公表することはないようです。その結果、報道で目にするのは自治体のミスばかりになります。

もちろん、国税職員は税務に特化した専門職員ですから、その点でも自治体職員より有利ですが、国税の場合にはミスが出にくい、あるいは表面化しにくいシステムが採用されていることにも、ぜひ留意しておいてください。